

「(株)R D エンジニアリング産業廃棄物最終処分場」にかかる経過について

年月日	市 関 係	県 関 係
20. 9. 2	産業廃棄物最終処分場対策特別委員会開催。内容は周辺自治会役員への説明会について	赤坂自治会役員説明会
20. 9. 3		栗東ニュータウン自治会説明会
20. 9. 4		中浮気団地自治会説明会
20. 9. 5		日吉が丘自治会説明会
20. 9. 11		合同対策委員会説明会
20. 9. 17		R D社元社長を刑事告発（措置命令違反）
20. 9. 21		小野自治会役員説明会
20. 9. 29	産業廃棄物最終処分場対策特別委員会開催。内容は産業廃棄物最終処分場問題における対策工についての研修会	
20. 10. 7	市議会視察研修（三重県桑名市不法投棄現場） 県市連絡協議会	県市連絡協議会
20. 10. 8		中浮気団地自治会説明会
20. 10. 10		小野自治会役員説明会
20. 10. 15	産業廃棄物最終処分場対策特別委員会視察研修（岐阜市椿洞不法投棄現場）	
20. 10. 17		日吉が丘自治会説明会
20. 10. 18		赤坂自治会説明会
20. 10. 24		栗東ニュータウン自治会説明会
20. 10. 28	第48回環境調査委員会開催。内容は、モニタリング調査結果報告、処分場対策等について。	上砥山（上向）自治会説明会
20. 10. 29		小野自治会説明会
20. 10. 30		合同対策委員会説明会
20. 10. 31	市調査委員会より市長に要望書提出	
20. 11. 4		県が実施する R D最終処分場対策工に係る同意要請（7自治会：期限11月10日・栗東市） 中浮気団地自治会県案に同意できない旨の回答書提出
20. 11. 19		日吉が丘自治会県案に同意できない旨の回答書提出
20. 11. 25	20年度第3回水質モニタリング	栗東ニュータウン自治会県案に同意できない旨の回答書提出
20. 12. 3		北尾団地自治会総会にて県案に同意の意向決定

年月日	市 関 係	県 関 係
20.12.4	県市連絡協議会	県市連絡協議会 上砥山（上向）自治会県案に同意できない旨の回答書提出
20.12.7	栗東ニュータウン自治会協議	
20.12.8	中浮気団地自治会協議	
20.12.9	赤坂自治会協議	
20.12.10	有害物撤去と粘土層の修復を求める会より市に「要望書」署名提出	
20.12.11	日吉が丘自治会協議	
20.12.16	債権者集会	債権者集会
21.1.5		栗東ニュータウン自治会協議
21.1.8		中浮気団地自治会協議
21.1.16	県に要望書提出（産業廃棄物最終処分場問題の早期解決について）	
21.1.20	栗東ニュータウン自治会より市に要望書提出（RD問題早期解決に向けた今後の取り組みについて）	
21.1.21		「産業廃棄物最終処分場問題の早期解決について」の要望に対する回答書提出（予定）
21.1.22	産業廃棄物最終処分場対策特別委員会開催	

08/10/08

(中浮気団地) R D最終処分場問題地元説明会の開催概要について

1. 地元説明会の開催概要

□開催日

平成20年6月5日

平成20年9月4日

□開催主旨

(6月5日) 県が原位置浄化策（D案）を選定した理由および原位置浄化策の概要についての説明ならびに地元の皆さんとの意見交換

(9月4日) 1巡目の地元説明会での技術的な意見や質問に対して資料を調整し、理解と協力を求める

□説明資料

(6月5日) • R D最終処分場問題地元説明会資料

- 県が行う工法提案要請の概要について
- パワーポイント説明資料
- R D最終処分場模型

(9月4日) • 平成20年6月県議会答弁

- R D最終処分場問題地元説明会を受けた県の対応（案）について
- R D最終処分場問題地元説明会における質問事項等について
- R D最終処分場問題地元説明会における質問事項等について（参考資料）
- R D最終処分場の「支障の除去」対策完了までの全体概略スケジュール（案）

2. 主な意見

	6月5日	9月4日
要望	①焼却炉を解体撤去すること。 ②許可容量を超えた違法廃棄物を撤去すること。 ③処分場の廃止基準をクリアして処分場を廃止すること。 ④処分場廃止後は、跡地利用ができる安全安心な環境とすること。	
方針決定	<ul style="list-style-type: none"> • 住民のことがわかって真摯に考えればD案なんか出てこない。 • 処分場自体が支障になっている。その認識が足りない。 • 長く全量撤去を要望しているのに、ちっとも進んでいなくて情けない。 • 県は最初からD案と決めてかかっている。 • どうして最初にA 2案、D案の2つをもってこの場に来なかったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> • D案ありきでA 2案をどうしたらできるのかということを考えていない。
対策工法	<ul style="list-style-type: none"> • 中浮気団地はA 2の全量撤去でこれは譲れない。 • 焼却炉を解体することになって初めてD案が視野に入ってくる。 • チェーンソウカッターによるツイルセメントは強度的にものすごく弱い。 	<ul style="list-style-type: none"> • 中浮気としては、A 2案を基本とした対策工を総意としている。 • 恒久対策として遮水壁をし場内の有害物を封じ込めて終わることはあり得ない。 • 住宅街が隣接しているのになぜガスを化学処理せず大気放出するのかわからない

(主な意見つづき)

	6月5日	9月4日
対策工法(つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ・ソイルセメント遮水壁は新しい工法なので耐用年数とか一切わからない。 ・ソイルセメントが50年度に崩壊したらどう責任を取るのか。 ・A案が10何年なら我慢する。 ・D案の根幹はどんな有害物を除去するかということである。その意味でD案もA2案も中味は一緒である。 ・違法廃棄物は黙っていても出すべきである。 ・D案の中味をもうちょっときちんとして説明してほしい。 ・自然換気では有害物がそのままどんどん大気中に出る。きちんと処理してほしい。 ・基準以下ならいいというのが間違っている。安定型だから一切出てはいけない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・30年という期間は、早期解決とは言えない。 ・中浮気としては、市の調査委員会の意見を重く受け止めているので県も大事に扱ってほしい。 ・A2案は、深堀穴工事および追加調査と同じやり方でやればいい。 ・法律が馴染まないと言ってもらってもわからない。 ・費用の問題については、知事や議員を連れて国にお願いをしに行ったらいい。 ・粘土層修復は、深堀穴工事で十分対応できたのではないか。 ・阪神・淡路大震災の際に遮水壁が大丈夫だったというのはおかしい。
不安感	<ul style="list-style-type: none"> ・処分場内にドラム缶があれば、あとからドラム缶に穴が開いて内容物が出てきていつまでもきれいにならないのではないか。 ・住民は土が汚染されていることに確信を持っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・雨ざらし、野ざらしで後は天気任せで場内が安定化するのか心配である。 ・遮水壁は劣化し危ないということを聞いている。
県の責任	<ul style="list-style-type: none"> ・今回のRD問題について、知事は謝罪したが担当職員は謝罪もしないし責任も取っていない。(最初の試料分析のデータを県はごまかした。) ・滋賀県は琵琶湖水利用者が安心できるようにする義務がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県がRD処分場を所有したら県は放つておけないので一応安心する。

3. 地元住民の皆さんの意向反映について

①有害物の除去

- ・焼却炉の解体撤去
- ・追加調査を行い、かたまって存在する有害物が確認されれば適正に対処

②対策工実施期間中の周辺生活環境への配慮

- ・工事実施期間中、周辺生活環境に配慮

③モニタリングと監視委員会の設置

- ・対策工事中から処分場が安定化するまでモニタリングを実施
- ・監視委員会で住民の皆さんとともに監視

④処分場土地の県有地化の検討

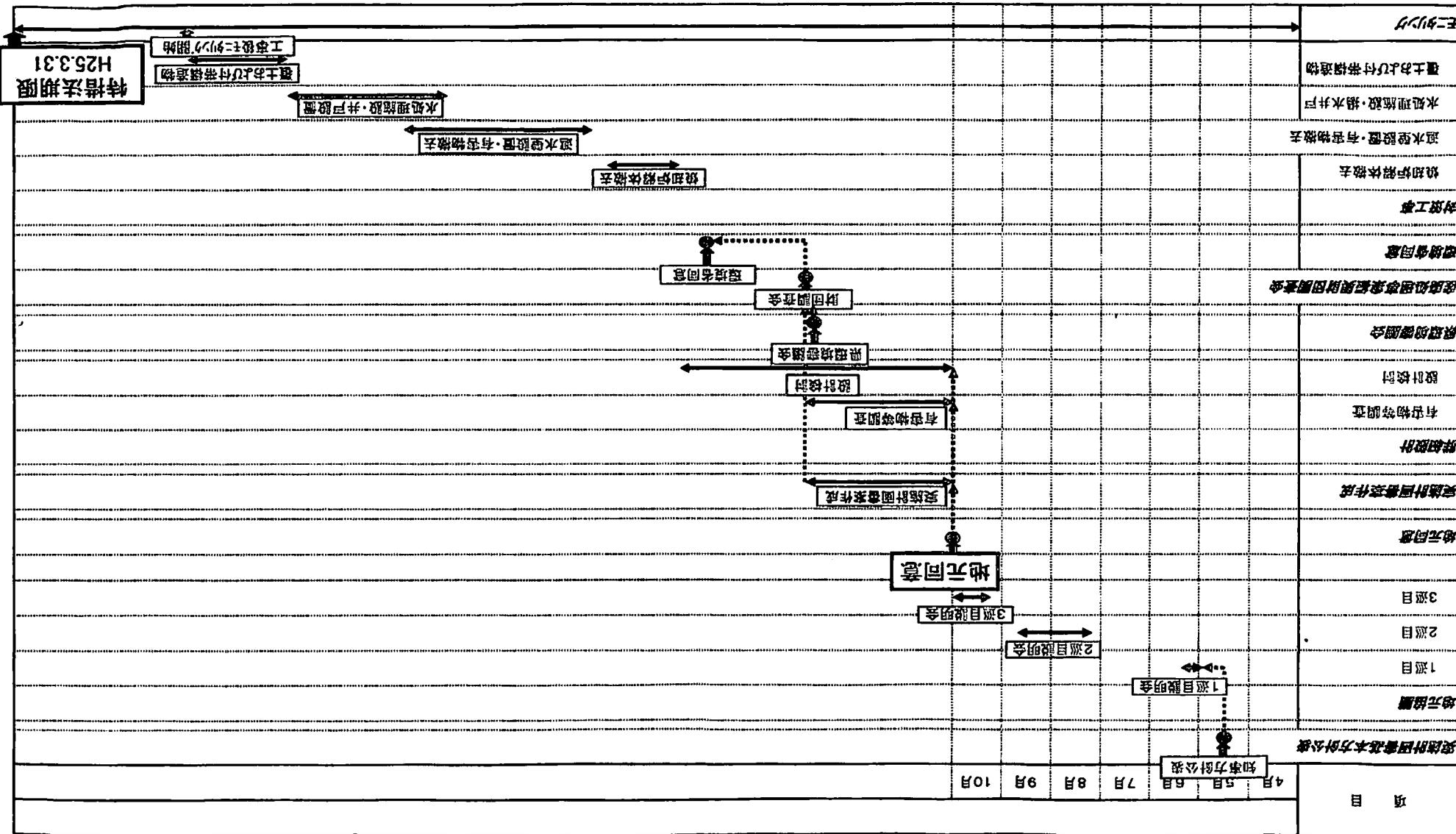
- ・土地の複雑な権利関係や法制度的な課題があるが、将来的な県有地化を視野に入れて検討

D案(B-1案ベース)、A-2案、粘土層修復案の比較

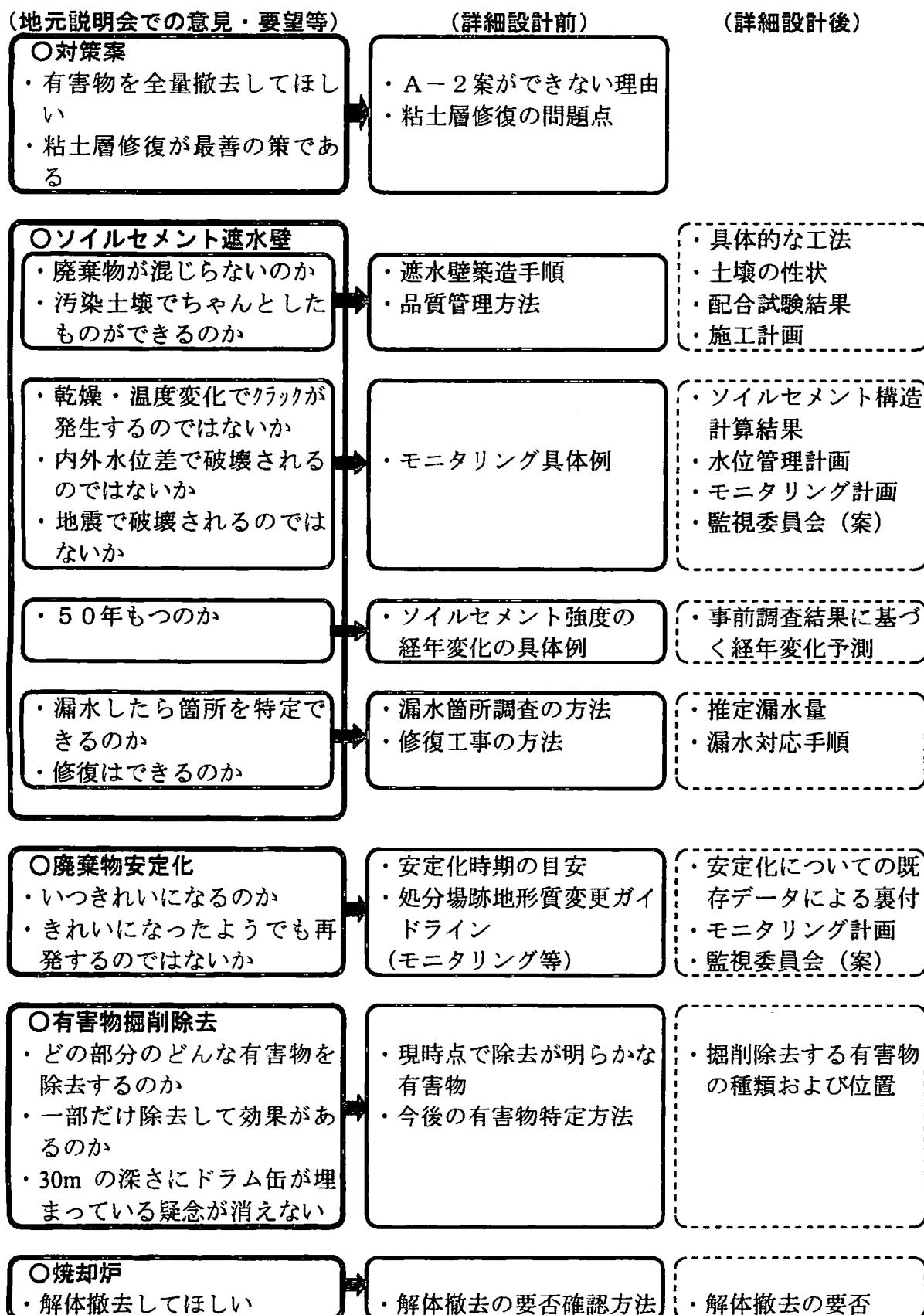
	(対策委員会推奨案) 全量撤去+処理土再利用埋戻案 A2案	(県が基本としている案) 原位置浄化+有害物掘削除去案 D案(B1ベース)	(E案) 粘土層修復案	(「産廃処理を考える会」案) 粘土層修復案
概要	全周遮水壁 +全量撤去(再利用可能なものは埋め戻しに利用) +焼却炉解体撤去	全周遮水壁 +覆土(土質系) +揚水井戸 +自然換気 +有害物質掘削除去 +焼却灰洗浄除去	下流部遮水壁 +覆土(土質系) +揚水井戸 +強制換気 +粘土層修復(シート) +鉛汚染土除去 +焼却炉解体撤去	+覆土(土質系) +揚水井戸 +強制換気 +粘土層修復(粘土) +有害物除去 +焼却炉解体撤去
工期	約13年	約3年+ α	約4年	(約3年)(考える会試算)
トータルコスト (イニシャルコスト)	243億円 236億円	45億円+ α 32億円+ α	89億円 67億円	(24億円± α)(考える会試算)
(ランニングコスト(30年))	7億円	13億円	22億円	

課題と対応策等

	課題	対応策等	課題	対応策等	課題	対応策等
技術的課題	掘削ヤードの大型テント設置	25m以上の支柱を何本も設置・撤去・移動させる必要あり→コスト大幅増	ソイルセメント遮水壁の遮水性、耐久性確保	十分な事前調査と施工管理により対応し、内外水位管理とモニタリングにより安全を担保	(考える会案の場合)天然の粘土による遮水性確保	通常の粘土では既存の粘土の1/10~1/10000程度の遮水性しか確保できない→ペントナイト混合土による対応となる
	「有害廃棄物」の分別	「有害廃棄物」と「有害でない廃棄物」の分別は不可能→A1案になる→コスト大幅増	処分場安定化時期	過去の事例(管理型、焼却灰主体)では平均18年で安定化。モニタリングにより判断	修復時の廃棄物撤去	詳細なボーリング調査等を行うか、廃棄物を全量撤去して目視で確認
制度的課題	廃掃法が適用されない	行政代執行のワクを超える→法的な裏付けがない対策工となる	掘削除去する有害物の特定	今後の調査により対応。	修復箇所破損時の位置特定および修復	修復箇所上部に建築物ができれば位置特定や修復に支障となる場合あり→跡地利用が制限される
	産廃特措法の支援が受けられない	すべての費用を県単独費でまかなうことになる	焼却炉解体撤去の可否	解体撤去を行う		
財政的課題	莫大な費用	400億円を超える費用を県単独費から支出することは不可能			対策費用はD案より相当高額になると考えられる	D案以上の費用を県単独費から支出(県の負担はD案の2倍以上)することについての県民理解困難



R D最終処分場問題地元説明会を受けた県の対応（案）について



1 「よりよい原位置浄化策」に係る同意状況

(1) 文書による同意要請

11月4日付けで各自治会に同意要請の文書を送付

(2) 同意要請の結果

自治会名	同意要請の結果	備考
北尾団地自治会	同意の方向	構成世帯数 61
小野自治会	回答書（要望を含む。）を作成中	構成世帯数 140
上向自治会	不同意	構成世帯数 86
中浮気団地自治会	不同意	構成世帯数 36
栗東ニューハイツ自治会	不同意	構成世帯数 539
赤坂自治会	不同意	構成世帯数 205
日吉が丘自治会	不同意	構成世帯数 78

(3) 自治会別同意・不同意の状況

自治会名	同意・不同意	不同意の理由等	特記事項
北尾団地自治会	同意の方向		<input type="checkbox"/> 覚書の締結予定
小野自治会	・一日も早い 解決を望む ・対策事業を 前に進める		<input type="checkbox"/> 要望書が 提出され る予定
上向自治会	不同意	<input type="checkbox"/> 回答文書の概要 ・破壊されている粘土層の修復 ・有害物を可能な限り撤去 ・安全、安心が将来にわたって保証 できる対策を求める。	

中浮気団地自治会	不同意	<p>○要望事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全量掘削の上、有害廃棄物を撤去 ・許可容量を超えた違法廃棄物の撤去 ・安定型処分場の廃止基準をクリアし、処分場を早期に廃止 ・廃止後は、跡地活用ができる安全、安心な環境を確保 	
栗東ニューハイツ 自治会	不同意	臨時総会において反対の決議	
赤坂自治会	不同意	栗東市調査委員会が提起する「粘土層修復案」を支持する。	
日吉が丘自治会	不同意	<ul style="list-style-type: none"> ・基本対策工はA 2案 ・有害物の除去が必要 ・粘土層の修復を行い、合わせて廃棄物の全体掘削を行い、有害物を撤去 ・遮水壁は粘土層を貫かず、必要最小限の範囲内で行う 	

2県の今後の対応

「よりよい原位置浄化策」に対する栗東市の判断を確認し、実施計画の策定に係る県の最終的な決定を行う。

滋賀県知事
嘉田由紀子様

2008年11月4日

RD安定型最終埋立処分場の対策工についてのご報告と要望

RD安定型最終埋立処分場の対策工についてご尽力いただきありがとうございます。

RD安定型最終埋立処分場の対策工に関する県と当自治会住民との話し合い3回、自治会役員との話し合い4回を経て、11月1日に臨時総会を開催いたしました。

総会のご報告として、要望事項及び「D案」への疑問点を下記にまとめました。当自治会住民の思いが早期に現実となることを希望し、要望いたします。

記

当自治会の総意として四項目を決議し、要望いたします。

一、全量掘削のうえ、有害廃棄物を撤去してください。

(理由) ·滋賀県対策委員会の推奨案である「A-2案」を尊重してください。

·全量掘削することにより、深堀穴、ドラムカン、焼却灰等を直接確認でき、粘土層の修復等の対策工を的確にうつことができます。

·処分場内の有害廃棄物を撤去することは、浸透水、地下水、有害ガス、地中温度等の廃止基準がクリアでき、処分場を早期に廃止することができます。

·鉛汚染廃棄物5,000m³が封じ込まれたままになっています。撤去してください。

二、許可容量を超過した、違法な廃棄物を撤去してください。

(理由) ·初期の許可容量に比べ、現在は約3倍の容量となっています。違法な状態を早期に解消し、環境負荷を軽減してください。

三、安定型最終処分場の「廃止基準」をクリアし、安全を確保したうえで、早期に処分場を廃止してください。

(理由) ·浸透水、地下水、有害ガス、地中温度等の基準が守られていません。これらの素因となるいる有害廃棄物を撤去することが、処分場を早期に確実に廃止できる方法です。

四、廃止後は、跡地利用ができる安全で安心な環境にしてください。

(理由) ·何人も安全で安心して出入りが出来る地域にしてください。

県が進めている対策工「D案」について、疑問に思うこと。

① 有害物掘削除去は「D案」の根幹となる重要な部分です。未だ、計画設計(工期・イニシャルコスト等)は発表されていません。

当自治会は、素因となっている有害廃棄物等の除去を、長年待ち望み要望してきました。

滋賀県対策委員会の答申の趣旨にもとづいて、有害廃棄物の除去を実施してください。

② 原位置浄化策の一つに自然換気管の設置が計画されていますが、現在RD処分場の廃棄物は嫌気性状態にあり、現状のままで自然換気をすれば有害ガス(メタン・二酸化炭素・ベンゼン等)がそのまま放出されてしまいます。

又、準好気性により安定化するとありますが、嫌気性状態の廃棄物内を準好気性状態にするためには外部から空気を導入する必要があります。

ところが、そのような設計構造にはなっていません。

これらのことから、準好気性による原位置浄化策は成立しません。

単なる野ざらし雨ざらしされたままの対策工と言わざるをえません。

③ 全周遮水壁について栗東市調査委員会は「遮水壁劣化により将来汚染が拡大する恐れがあり、住民の安心・安全が図れない。」と、滋賀県知事へ要請していることからして、全周遮水壁を主とする恒久対策は不適切と思われます。

④ 対策工実施の基本方針(ア～ク)に基づいた、内容ある対策工が設計されているとは思われません。
基本方針を堅実に履行してください。

⑤ 「県、対策委員会」「県、行政対応検証委員会」「市、調査委員会」における答申・報告等について、厳粛に受け止めていただいているとは思われません。
住民の期待にこたえてください。

これらのことから、県が提案する「D案」は、当自治会として納得できるものではありません。

この地域が永代まで安全で安心できる、確かな対策工を求めます。

中 浮 気 団 地 自 治
自治会長 山 口 弘

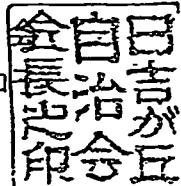


2008年11月19日

滋賀県知事

嘉田由紀子様

日吉が丘自治
自治会長 河本和子



R D安定型最終埋立て処分場問題

解決のための対策工について（要望）

R D安定型最終埋立て処分場問題解決のための対策工につきまして、4月9日のR D最終処分場問題対策委員会の答申提出、5月11日の住民と知事との意見交換会、その後の3回の日吉が丘自治会への説明会を通じまして、県が採用されようとしているD案についての合理的効果的経済的であるとの説明が理解できませんでした。D案は非合理的非効果的非経済的ではないかと思います。ここに、日吉が丘自治会は下記のような対策工を実施される事を希望いたします。

記

- ① R D処分場問題対策委員会の多数意見としての答申案A-2案を基本対策工として採用する事を求めます。地元住民としては、2000年7月の請願どおり、安全の為には有害物の除去が必要と考えます。
- ② 有害物の全量撤去が不確実な場合は、まず地下水への漏洩箇所である破壊された粘土層の修復を行いながら、全体の掘削と全容解明を行う。その工事の進行に伴い、有害物を出来るだけ撤去する。先立っての遮水壁は、新たな漏洩を招かない為に、粘土層を貫かず、必要最小限の規模で行い、当面は、残った有害物が処分場外に出ないような処置を行いながら、残った有害物の無害化や撤去の方策をさぐっていく事を次善の策と考えます。

以上

最後に私たちの思いをお聞き届けください。

《住民が健康で安心して暮らせるために有害なもの
を取り除いてください。》

平成 20 年 11 月 25 日

滋賀県知事

嘉田 由紀子殿

栗東市小野 256-30

栗東ニューハイツ

会長 宮 本



R D 産業廃棄物処理場の県より示された浄化対策工案に対する回答書

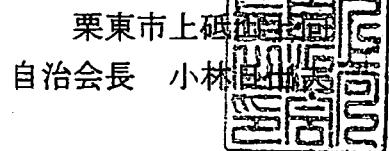
11 月 22 日（土）に実施した臨時総会において、反対という議決がなされましたので、ご通知申し上げます。

以上

平成20年12月4日

滋賀県琵琶湖環境部長

西嶋栄治 様



RD 処分場対策工同意要請について（最終回答）

初冬の候 益々ご清祥のことと お慶び申し上げます。

表題について 地元住民としては不安の払拭されない「よりよい原位置浄化策」には 同意できません。

故に 下記項目をあらためて上砥山（上向）自治会として 要望します。

記

- 1、 破壊されている粘土層を修復する。
- 2、 有害物を可能な限り撤去する。
- 3、 安全、安心が将来にわたって保障の出来る対策を求める。

平成20年12月7日

滋賀県知事
嘉田由紀子 様

赤坂自治会
会長 渡邊隆司

R D最終処分場対策工に係る同意要請について（回答）

滋賀県琵琶湖環境部より R D処分場問題に対して県の案にたいする同意要請がありました。本年5月に市民と知事との意見交換会や、当自治会に対する3回の説明会を実施していただき、R D処分場問題に対して住民への理解を深めていただきました。当自治会といたしましては役員による議論、更には全住民による総会での議論を実施してR D処分場問題を真摯に検討してまいりました。
赤坂自治会といたしましては、下記のとおり回答いたします。

記

1. 県がR D処分場問題対策工の実施計画策定の基本としている「原位置浄化策」につきましては、反対いたします。
2. 代案として栗東市の調査委員会が提起している「粘土層修復案」による対策実施をお願い致します。

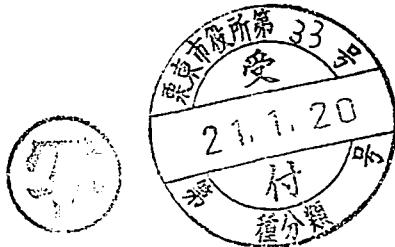
「粘土層修復案」を支持する理由

- 1) 有害物を全量撤去しない限り、将来に亘って安全、確実な地下水汚染の防止を図る必要がある。その手段として、遮水壁より粘土層修復の方が直接的で、信頼性も高い。確実な工事でリスクもなくメンテナンスの必要も無くなる。
- 2) 粘土層修復時に廃棄物を移動しながら有害物（注1）を効果的に除去することが出来る。
- 3) 処分場からの表流水、浸透水は必要に応じて排水溝及び止水壁を設け、揚水処理で浄化する。前項で効果的に除去した残余の有害物は比較的早期に安定化する。
- 4) 粘土層修復による地下水層との遮蔽は特措法の適用対象となる。

（注1）除去すべき有害物については下記を提案いたします。

- 1) 目視できる違法物
- 2) 真っ黒に変色している土壤と廃棄物（有機物の存在）
- 3) 油汚泥
- 4) 異常な色、臭気のあるもの及びその周辺土壤、水
- 5) 燃却灰と思われるもの及び周辺土壤
- 6) 深堀穴修復時に埋め戻した高濃度の鉛を含む廃棄物土（約5,000m³）
- 7) 燃却炉撤去後の周辺土壤
- 8) その他疑わしいものは、「黒」として処理する

以上



平成21年1月20日

栗東市長 國松正一殿

滋賀県栗東市小野 256-30

栗東ニューハイツ自
会長 宮本



R D問題早期解決に向けた今後の取り組みについて（要望）

長年の懸案事項である本件を解決するには多くの難題があるが、その一つ一つに対して、誠心誠意取り組むことが不可欠であることは、衆目の一致するところであります。ならば、県、市の行政は、過去の拙い対応で住民の不信感を招いた点を、深く反省し教訓として取り組み、あいまいな表現や言い逃れを止め、明確且つ的確な判断で持って、信頼回復を図り、又、情報交換の促進に努めて、今後の問題解決に向けた取り組みをしなければならない。

又、住民も過去に拘ることなく、よりポジティブな考え方で、行政の財政面や諸問題を十分理解し、連携と相互の協力態勢を図り、速やかな信頼関係を構築するよう努力することが、問題解決の近道であり、県が唯一、われわれ住民の要望を実施できる行政機関であることを今一度認識し、いたずらに双方がメンツに拘ることなく、本音で話し合えば自ずと道は拓けるものと思います。

なにしろ、住民が求めているのは、“速やかな安全” “安心した生活” “であるから。

*具体的要望として

- 1、“安全第一” 県が安全を保証し処分場からの有害物を撤去する。(全量撤去は求めない)
- 2、緊急対策として、焼却炉の解体撤去及び有害汚染物質含有地下水の拡散防止の対策を早急に行うこと。
- 3、監視、検証、モニタリング等に於いても、委員会等を設置し、住民参加を前提とし十分協議をして行うこと。
- 4、跡地は県有地化し、利用は住民の意向に添うようにすること。
- 5、県議会、市議会との連携を密にし、県、市、議会、住民が意志の疎通を図り協力すること
- 6、疑義が生じた場合は、情報を速やかに公開し、早急な協議を行って真摯な対応で解決を図ること。

上記の通り早急な対策を講じられるよう切に要望いたします。

以上

栗生環第100号
平成20年2月23日

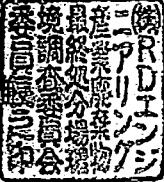


滋賀県知事 嘉田由紀子様

(株)RDエンジニアリング産業廃棄物

最終処分場環境調査委員会

委員長 横山卓



RD最終処分場問題について（要請）

日頃は、(株)RDエンジニアリング産業廃棄物最終処分場問題への取り組み並びに当環境調査委員会へのご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当委員会としては住民不安の解消を図るため、基本的には廃棄物の全面撤去を希望します。仮に全面撤去が行われない場合についても、全周遮水壁と水処理施設での汚染水の浄化のみで終わることなく、経済的・工期的なことなどを考慮し、まず有害物の除去計画を確定させた後実施されるよう下記のとおり要請いたします。

記

1. 有害物が存在することは、将来の汚染防止についての保証がなく、安心できず有害物を可能な限り除去することを要請します。その為には、まず、焼却炉を撤去し、続いて有害物除去を目的に掘削を行う。過去の実績によれば、30×50mで6,000万円なので10箇所（6億円）を目安に有害物を掘削除去し、底面が地下水帯水層に接している部分は粘土で修復・防水する。

また、当該工事の実施についても汚染水が地下水に流入しないような処置を講ずる。

2. 上記の工事の成果を確かめるため、未掘削区域は精密電気探査・ボーリングを行う。精密電気探査は1mピッチ（1側点：3,000円）が望ましい。

ボーリング調査は5mメッシュに一本の割合で行う。また、県による処分場の廃棄物層調査によれば、平均20mである。

これによって、全体の廃棄物の状況を把握し、廃棄物と修復されていない地下水帯水層の接する面を推定することができる。得られた廃棄物については可能な限り目視によって有害物を採取し分析する。

3. 上記により、有害物が残存していると推定されたところを重機により掘削し、底面は粘土で修復・防水する。
4. 上記の工事と並行して高度な水処理施設を建設し、汲み上げ井戸を設置して地下水等の汚染水を汲み上げ、公共下水道の放流基準に適合するよう浄化し、その処理水を公共下水道に放流する。

以上を要請します。なお、その後当該土地が安定型産業廃棄物処分場の廃止基準を満たし、将来的な土地利用が可能となることを希望します。そのためにもモニタリングが長期に渡って必要なことは当然だと考えます。その後、環境悪化の防止など、必要な対策を行うことも考えられます。

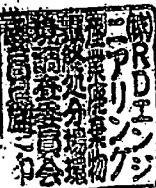
平成20年7月15日

滋賀県知事 嘉田由紀子様

(株)R D エンジニアリング産業廃棄物最終処分場問題調査委員会

最終処分場環境調査委員会

委員長 横山卓



R D 最終処分場対策問題について（要請）

日頃は、(株)R D エンジニアリング産業廃棄物最終処分場問題解決への取り組みにご尽力を賜り、また、当環境調査委員会へのご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当環境調査委員会では、既に滋賀県知事及び対策委員会委員長に対しまして、有害物の撤去並びに粘土層の修復を要請致しておりますが、今回再度要請致しますと共に、現在滋賀県が示しているD案(B1ベース)につきましては、下記の理由により賛成することは出来ないことから再検討頂き、合意と納得が得られる対策工を早期に実施して頂くよう要請致します。

記

1. 地元説明会（工程表等提示資料）において、有害物撤去及び粘土層の修復に係る具体案が示されていないこと。
2. 処分場内に有害物が残されることは、遮水壁劣化により将来汚染が拡大する懼れがあり、住民の安心・安全が図れないこと。



平成 20 年 10 月 31 日

栗東市長 国松 正一 様

R D エンジニアリング産業廃棄物最終処分場環境調査委員会

委員長 横山 卓雄



要望書

R D エンジニアリング産業廃棄物最終処分場の県の対策工に対する対処について要望します。10月28日の委員会において、この問題についての本委員会の意見は過日県知事に提出した要望と変化しないことを確認しました。県知事への要望の実現に向けて努力していただくよう要望します。

<内容>

1. 破壊されている粘土層を修復する
2. 有害物を可能な限り撤去する。

以上



栗生環発 6号

平成21年1月16日

滋賀県知事 嘉田由紀子 様

栗東市長 國 松 正



産業廃棄物最終処分場問題の早期解決について（要望）

新春の候、あなたにおかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は本市に対しまして格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記処分場問題につきましては問題発生以来9年が経過し、今日までの調査により地下水への汚染や拡散等が心配されていることから、早急にその対応が必要であると考えております。

処分場の対策にあたっては、滋賀県の責任において判断されるものであり、**周辺住民の合意と納得をすべての大原則とする対策工実施の基本方針に基づき、市民の安全・安心が図れる対策を一日も早く実施願いたい。**

つきましては、下記の内容について文書により早急にご回答頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 周辺7自治会の合意と納得を得るための行動計画を示されたい。
2. 全量撤去案（A2）・粘土層修復案は廃掃法及び産廃特措法の適用が受けられないとする理由並びに対策工として採用出来ない理由を明確に説明されたい。
3. 処分場の全容解明に係る詳細設計の範囲と内容について具体的に示されたい。
4. 有害物質の定義とその除去方法について具体的に示されたい。
5. 汚染土壤や違法廃棄物の撤去方法について具体的に示されたい。
6. 処分場取得の時期と範囲、及び跡地活用について明確に示されたい。
7. 焼却炉の撤去方法及び時期について具体的に示されたい。
8. 処分場の安定化までのプロセスとスケジュールを示されたい。
9. 対策工事中及び産廃特措法終了後の監視体制を示されたい。
10. 対策工実施時の周辺環境対策について具体的に示されたい。
11. 遮水壁の安全性の確保と緊急時の対応について具体的に示されたい。
12. 産廃特措法の延長についての県の考え方を明らかにされたい。
13. 市民説明会の開催時期を示されたい。